平成２０年（フ）第４４２号
埼玉県春日部市豊町１丁目２番地16
破産者　玉木　和也
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第７１５号
埼玉県草加市氷川町1619番地１　草加ひかわハイツ505号、開始決定時の住所埼玉県草加市住吉１丁目12番20―1001号
破産者　井口　義宏
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
埼玉県春日部市藤塚1926番地７
破産者　大引　義晃
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２１号
埼玉県越谷市伊原２丁目６番２号　グランドハイム大沢103、旧住所埼玉県草加市青柳５丁目32番２号
破産者　羽黒鋲螺製作所こと　早川　成夫
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
埼玉県越谷市伊原２丁目６番２号　グランドハイム大沢103、旧住所埼玉県草加市青柳５丁目32番２号
破産者　早川　和子
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目13番Ｃ―201号、申立時の住所神奈川県横須賀市安浦町３丁目34番地
破産者　金子　得幸
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２３８号
神奈川県横須賀市内川新田1102番地　ラ・キューブ103、開始決定時の住所神奈川県横須賀市安浦町３丁目34番地
破産者　金子　初江
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４７９号
新潟県新潟市中央区米山３丁目10番４号　カシーヌ・カコ201号
破産者　五十嵐修一
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８０号
新潟県新潟市中央区米山３丁目10番４号　カシーヌ・カコ201号
破産者　五十嵐和美
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６号
富山市山室315―２　アザレアパークＪ202、手続開始時の住所富山市上布目108番地
破産者　**荒**川　幸子
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３４号
岐阜市尼ヶ崎町１丁目12番地１サンシャインキャッスル301号室
破産者　纐纈　章一
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第９９７号
静岡県藤枝市藤岡３丁目13番14号、旧住所静岡県藤枝市清里２丁目28番地の２
破産者　横田　博己
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９０号
静岡県菊川市下平川1618番地の２、前住所静岡県掛川市倉真6646番地の１
破産者　松下　　貢
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３８２号
京都市北区上賀茂御薗口町１番地の２
破産者　上田愛子こと　金　　愛淑
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３３号
福岡県三潴郡大木町大字三八松784番地１
破産者　馬塲　武治
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
長崎県長崎市八景町５番９号
破産者　楠山　　淳
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１５５号
宮城県石巻市門脇字青葉東43番地の４
破産者　株式会社白鳥工務店
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第４７号
宮城県東松島市赤井字星場243番地２
破産者　寿建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係